

(第 14 回)「若手技能者の採用や育成に資する活動に対する助成」募集要項

1. 助成主旨

- 一般財団法人戸田みらい基金(以下「本財団」という)は、建設業における若手技能者の採用・育成・資格取得に効果的かつ先駆性のある団体(原則として法人格を有するもの)や企業等の活動に係る費用の全額または一部を補助します。

2. 対象となる活動

- 本助成の対象となる活動は、現在取り組み中の活動、または募集開始後 6 ヶ月以内に開始が予定されている下記事例のような活動とします。
 - (1) 採用・入職促進活動
 - ① 新卒新規採用者へ建設業の魅力を体現させる教育訓練
 - ② 工業高校生のインターンシップ活動 等
 - (2) 「登録基幹技能者」「技能検定」等の資格取得に関する活動
 - (3) 複合工(多能工)育成のための教育訓練
 - (4) ICT や最新技術の習得に向けた教育訓練
 - (5) その他、上記「1. 助成主旨」に沿った活動

3. 審査内容

- 提出された書類(申込書、説明資料等)について、下記の観点より審査します。
 - (1) 効果性 : 活動実施により、建設業の若手技能者増加等の効果が見込めるか。具体的な効果が期待できるか。
 - (2) 先駆性 : 活動内容に時代を先取りした新しさがあるか。他団体等の見本となるか。
 - (3) 具体性 : 活動内容が具体的であるか。継続性・創意工夫があるか。
 - (4) 妥当性 : 活動に必要な費用に妥当性があるか。
 - ※ 活動の予定費用については、申込書の「活動に必要な費用の内訳」欄に、活動に係る「すべての項目・金額、助成金活用の予定項目・金額」を詳細に記入(申込書の記入例のシート参照)してください。
 - ※ 申込書の「活動に必要な費用の内訳」欄に、記載時の注意事項を青文字で記載してありますので確認してください。

4. 対象となる団体等、助成金額

【助成 A】非営利団体等の取り組み

審査委員会・理事会による審査を踏まえて、1 件につき 200 万円を上限に支給します。

※「非営利団体等」とは、下記①～④に該当する団体等をいいます。

- ① 公益財団法人、公益社団法人
- ② 一般財団法人、一般社団法人 (ただし、法人税法上の非営利性が徹底された法人に限る)
- ③ NPO 法人(特定非営利活動法人)
- ④ その他、法人税法第二条第六号に定める公益法人等
 - ・ 法人格をもち定款において公益性が判断できる団体

※本財団より、前回(第 13 回)に助成を受けた団体等は、今回助成の対象となりません。

【助成 B】営利団体・企業等の取り組み

審査委員会・理事会による審査を踏まえて、1 件につき 100 万円を上限に支給します。

※本財団より、過去に助成を受けた営利団体・企業等は今回助成の対象となりません。「第 5 回ステップアップ助成(2023 年 11 月募集予定)」をご案内いたしますので、詳細につきましては「11.問合せ」先までご連絡ください。

5. 助成の申込

(1) 申込書(※助成 A・助成 B により申込書が異なります。)

- ・ ホームページからダウンロードする場合

申込書のエクセルデータは本財団ホームページ(<https://www.toda-mirai.or.jp/>)からダウンロードしてください。(※2023 年 5 月 10 日(水)からダウンロード可能です。)

(2) 申込方法・期限

- ・ 申込みされる方は、助成申込書に必要事項を記入し、**6 月 23 日(金)までに「申込書(押印済)、説明資料」の PDF データと申込書のエクセルデータを電子メールにてお送りください。**
- ・ 申込書以外に活動内容の説明資料を提出していただくと、より活動内容がわかりやすいため、申込書以外の説明資料(A4:10 ページ以内)を PDF データにてお送りください。
(※説明資料には固有名詞等の個人情報に記載しないようご注意ください。)
- ・ 「助成 A」の申し込みの場合は、貴団体の「定款」の PDF データもお送りください。
- ・ 電子メールでの提出が難しい場合は、6 月 23 日(金)までに「11.問合せ」先へ郵送にてお送りください。

(3) その他

- ・ 活動テーマが、講習会・研修会等開催の場合、申込書または説明資料に「開催概要、対象者、募集人数」等、講習会・研修会等の詳細・規模・内容等を明確に記載してください。
- ・ 審査委員 6 名のうち 4 名は建設業以外の有識者で構成されております。活動概要等は建設業以外の方にもわかりやすく記載してください。

6. 決定と通知

- ・ 本財団の審査委員会が選考を行ない、理事会において助成の決定をいたします。
- ・ 採否の結果は、採用団体・企業(事務連絡者)に電子メールまたは郵送にて通知いたします。また、採用となった活動については、2023 年 8 月末までに本財団ホームページにて公表いたします。

7. 助成金お支払い方法

- ・ 助成金は、指定銀行の口座に振り込みお支払いします。
- ・ 活動内容を審査して、助成金の「支払い時期、分割」等の条件を決定させていただきます。

8. 活動報告(採用団体・企業)

- ・ 活動終了後 2 ヶ月以内に活動報告書を提出していただきます。今回の活動報告書提出の最終期限は 2024 年 10 月末とします。
- ・ 後日開催する活動報告会での活動報告をお願いいたします。

9. 個人情報の取り扱い

- ・ 助成申込書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し審査委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

10. その他

- ・ 反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。
- ・ 申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかった場合には、助成金の交付の取消又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

11. 問合せ

一般財団法人 戸田みらい基金 事務局

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-8-5

(TEL) 03-3564-2711 (E-mail) info@toda-mirai.or.jp

以上